

自主回収終了報告 審査基準

【事務の根拠】

東京都食品安全条例（以下「条例」という。）第二十四条第二項

前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

【報告に係る公表】

条例第二十四条第三項

知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

【報告書様式】

食品安全条例施行規則第九条

条例第二十四条第二項の規定による報告は、自主回収終了報告書(別記第三号様式)を提出することにより行わなければならない。

参考条項

条例第二十三条第一項

特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。)
- 二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定による表示の基準に違反する食品等のうち規則で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの

食品衛生法第十八条第一項

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

食品衛生法第十九条第一項

内閣総理大臣は、一般消費者に対する器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、前条第一項の規定により規格又は基準が定められた器具又は容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

食品衛生法第十九条第二項

前項の規定により表示につき基準が定められた器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない

食品表示法第四条第一項

内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

(表)

年 月 日	
殿	
住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)	
自主回収終了報告書	
年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収については、終了したので、東京都食品安全条例第24条第2項の規定により下記のとおり報告します。	
記	
回収された食品等の商品名 (名称)	
回収終了年月日	年 月 日
回収された食品等の数量 ※ 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	

(裏)

<p>回収に至った原因</p> <p>※ 自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。</p>	
<p>再発防止のために講じた措置</p>	
<p>回収された食品等の保管場所及び処分等の方法</p>	
<p>処分等を行う予定時期</p>	
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	<p>電話番号</p>